

環境モデル都市のフォローアップの進め方について（案）

平成21年4月10日

環境モデル都市・低炭素社会づくり分科会

環境モデル都市は、低炭素社会の姿を先行的なモデルとして国民に具体的に分かりやすく示し、情報発信を行うという役割を担っていることを踏まえ、以下のとおり、各環境モデル都市の取組の進捗状況等についてフォローアップを行うとともに、その結果を踏まえて、環境モデル都市の見直し等の必要性を検討する。

フォローアップの進め方

- 分科会委員のうち可能な委員は、各環境モデル都市の現場を視察し、主要事業の関係者と意見交換を行うとともに必要な助言等を行う（視察時期等については事務局において各モデル都市と調整）。

委員による助言のポイントとしては、具体事業の実施に当たっての課題に関するもの、取組をより高度化するための方策に関するもの、市民の巻き込みのための方策に関するもの、等が想定される。

- 各モデル都市は、市民の積極的な参加を得つつ目標達成に向けた施策を着実に実施するとともに、ホームページの充実等によりその成果の積極的な情報発信を行う。

- 各モデル都市は、毎年度の施策の進捗状況及びその成果（以下「進捗状況等」という。）、温室効果ガス排出状況等を取りまとめ、施策の進捗状況等については毎年5月頃、温室効果ガス排出状況は9月頃を目途に公表する。

ただし、他の主体による統計情報が未公表であること等により、上記のタイミングで全排出状況の把握を行うことが不可能である場合には、可能な分野についてのみとりまとめを行う。

（その場合にも、特に重点的に実施する事業等に係る部門については、暫定値ベースでのとりまとめを行う等、各都市において、事業の着実な実施に資するための最大限の工夫を行う。）

- 各モデル都市における成果等のとりまとめにあたっては、雇用創出効果など地域の活力の創出や都市環境の質の向上等、地球温暖化問題への対応にとどまらない幅広い波及効果についても考慮するよう努める。（例：市民への意識調査の実施等）
- 分科会は、各モデル都市の取組の進捗状況等について評価を行うとともに、必要に応じて各モデル都市関係者との意見交換の場を設ける。
この場合、「低炭素都市推進協議会」（以下「協議会」という。）と連携して、各モデル都市の成果のうち早期に全国展開することが望ましい事例・手法について、その共有や全国への普及に努める。
- 上記評価に当たっては、特定都市への助言等を継続して行っている委員は、当該都市の取組の進捗状況等に関する評価案の策定には関わらない。
- 分科会は、上記評価を踏まえ、低炭素都市の先行例を具体的に示したモデルづくりという観点から、環境モデル都市の見直し等の必要性を検討する。

国内外への情報発信

- 事務局及び各環境モデル都市は、ホームページの充実、広報媒体の活用、低炭素社会づくりに取り組む団体との連携等により、各モデル都市の取組の内容、フォローアップ結果、各都市の見どころ等について、分かりやすく国内外に情報発信する。
- 分科会は、上記国内外への情報発信の状況についても評価を行う。